

## かながわ性犯罪・性暴力ホットラインにおける取り組み：相談員の視点から

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-09-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 原, 美穂子, 藤森, 和美 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://mu.repo.nii.ac.jp/records/269">https://mu.repo.nii.ac.jp/records/269</a>

■ 実践報告

# かながわ性犯罪・性暴力ホットラインに おける取り組み

～ 相談員の視点から ～

神奈川県 安全防災局

原 美穂子

武蔵野大学 人間科学部

藤森 和美

## (1) 日本における性犯罪・性暴力被害の現状と支援

警察庁統計（平成 24 年）によれば、日本における性犯罪の認知件数（届出受理件数）は、強姦 1,240 件、強制わいせつ 7,263 件となっている。しかし、これは発生件数のごく一部であって、内閣府男女共同参画局が行った男女間における暴力に関する調査報告書（平成 24 年）によれば、異性から無理やりに性交された経験があると回答した女性は 8%であった。また、加害者と面識があると回答した割合は 76.8%（「よく知っている人」が 61.9%、「顔見知り程度の人」が 14.9%）で、約 4 人に 3 人が面識のある加害者からの被害である。さらに被害を受けた女性の 67.9%は、被害についてどこにも相談していないと回答している。その理由は、「恥ずかしくてだれにもいえなかったから」が 46.2%、「どこ（だれ）に相談してよいかわからなかったから」が 17.6%、「相談してもむだだと思ったから」が 16.5%、「自分にも悪いところがあると思ったから」が 16.5%、「相談するほどのことでないと思ったから」が 16.5%等であり、相談した相手としては、友人・知人が 18.7%、家族・親戚が 9.7%、警察が 3.7%、警察以外の公的な機関が 2.2%、弁護士・カウンセラー等の民間の専門機関が 0.7%、医療関係者が 0.7%と、専門機関に相談している人は 8%以下である。

性犯罪・性暴力の被害を受けた方にとって、本来必要とされる医療関係者への相談は 0.7%、警察への相談は 3.7%であり、ほとんどの性犯罪・性暴力被害者はどこへも相談せず、支援につながることもなく一人で問題を抱え込んでいるのが現状である。性暴力被害者が安心して相談できる専門の相談機関が限られている現状もうかがえる。

## (2) 性暴力被害者の支援センターの必要性、国の取り組み

被害者は、医療機関、捜査機関、相談機関などに自ら足を運び、その都度、自身が体験した被害について話し、時には二次被害を受けることも少なくない。被害者の安全を確保し、気持ちの部分で寄り添いながら、被害者のために必要な支援につなぐ機能・役割を果たす人と場所が必要である（内閣府）。

2011 年に閣議決定された「第 2 次犯罪被害者等基本計画」の策定に当たっては、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体等から、性犯罪被害の深刻さにかんがみ、より性犯罪被害者のニーズに寄り添った施策の充実を強く望む意見が出されていた。これらの要望の中には「性暴力の被害者が二次被害を受け

ずにか所で法的、医学的（心身両面で）、心理学的、社会的支援を受けて回復できるワンストップ支援センターを各地域に整備してほしい」とするワンストップ支援センターの設置を求める要望も寄せられており、第2次犯罪被害者等基本計画には、ワンストップ支援センターの設置を促進するための施策が明記された。2012年5月には「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」が出されている。

内閣府では、「ワンストップ支援センターは、性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的とするものである」としている。ワンストップ支援センターの核となる機能は、支援のコーディネート・相談及び産婦人科医療（救急医療・継続的な医療・証拠採取等）である。

ワンストップ支援センターの形態には、病院拠点型、相談センター拠点型、相談センターを中心とした連携型（以下、相談センター連携型とする）の3つの形態が示されている。病院拠点型は、拠点となる病院内に相談センターを設置するものである。相談センター拠点型は、提携病院の近くに相談センターを設置するものである。相談センター連携型は、相談センターが中心となり、複数の協力病院と連携するものである。病院拠点型は、病院内に設置することで被害者に必要不可欠な医療から始まり幅広い支援につながる。しかし設置や運営等にかかるコストから、多くは設置できていない現状があるため、被害者は遠方まで通院しなければならないことが起こりうる。相談センター拠点型と相談センター連携型は、ワンストップ的な支援という点では課題が残るものの、協力病院が多ければ、被害者には通院の便や選択の幅が広がる。地域の実状、実現可能性に応じて様々な形態のワンストップ支援センターが考えられるだろう。

### （3）日本におけるワンストップ支援センターの現状

第2次犯罪被害者等基本計画は、ワンストップ支援センターの設置促進をうたっているが、国を設置主体とはしていない。設置の届出や義務付けの規程がないため、全国の設定状況は明確ではない。2010年に、民間が運営する「性暴力救援センター・大阪（SACHICO）」が開設されて以降、各地で性暴力支援センターが設置されつつある（図1・表1）。

現在、日本では、病院拠点型のワンストップ支援センターは5か所しか存在しない（2014年9月時点）。民間が運営する「性暴力救援センター・大阪（SACHICO）」と「性暴力救援センター・東京（SARC）」、地方公共団体（いずれも都道府県）が運営する「ハートフルステーション・あいち」「性暴力救援センター和歌山わかやま mine（マイン）」「性暴力救援センター・さが（さがmirai）」である。相談センター拠点型と相談センター連携型をあわせて約20か所に広がりつつあるものの諸外国に比べても遅れていることは明らかである。SACHICO代表の医師、加藤治子氏は「センターが増えつつあるのはいい流れ、でもまだ充実というには遠く及ばない」と一層の拡充を目指している。

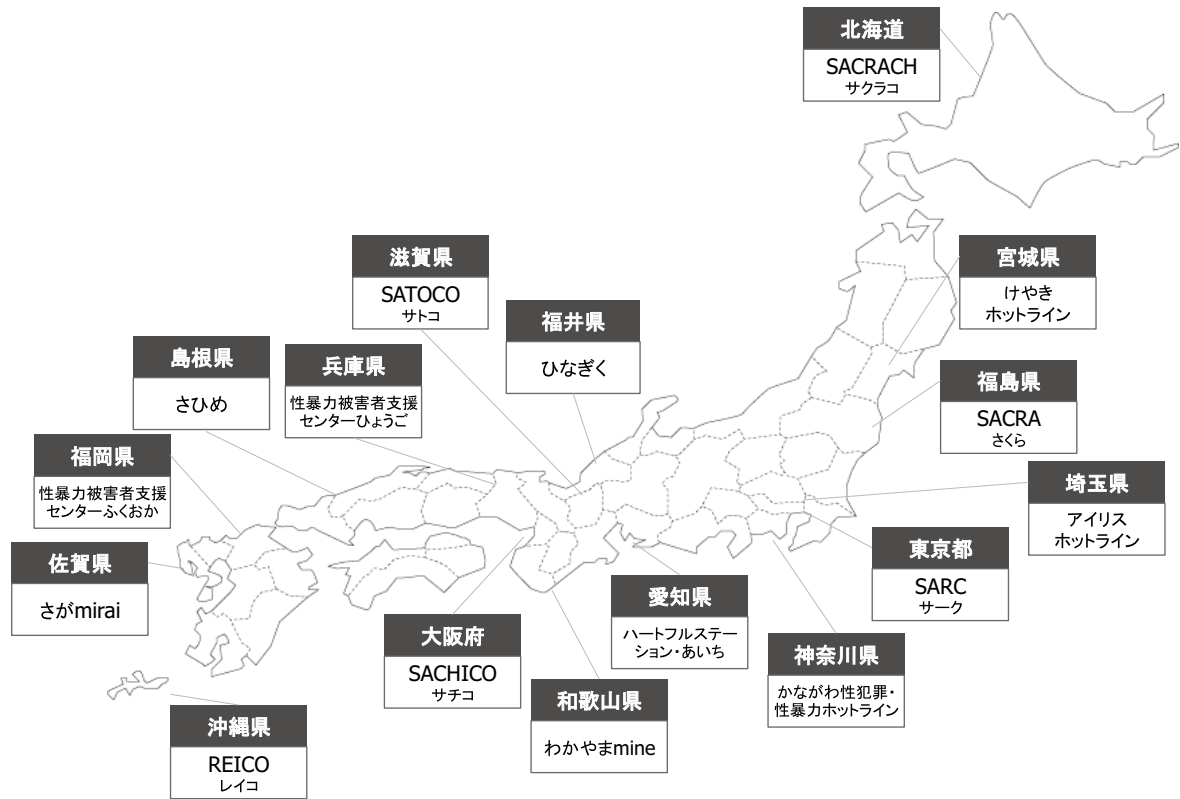


図1 日本における性暴力支援センター

表1 日本における性暴力支援センター

地域	名称等		形態*	受付時間	開設時期	設置主体
北海道	性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH(サクラコ)	050-3786-0799	○	月～金 13:00～20:00(土日祝、12/29-1/3を除く)	2012.12	北海道
宮城県	性暴力被害相談支援センター宮城けやきホットライン	0120-556-460	○	月～金 10:00～20:00 土 10:00～16:00 (日祝・年末年始を除く)	2014.4	宮城県
福島県	性暴力等被害救済協力機関 SACRA(さくら)	024-533-3940	○	月・水・金 10:00～20:00 火・木 10:00～16:00 (土日祝・年末年始を除く)	2013.4	福島県警
千葉県	千葉性暴力被害支援センター ちさと			(予定)	—	—
埼玉県	埼玉犯罪被害者援助センター アイリスホットライン	048-839-8341	○	月～金 8:30～17:00(年末年始・祝を除く)	—	埼玉県
東京都	性暴力救援センター・東京 SARC(サーク)	03-5607-0799	■	24時間対応	2012.6	民間
東京都	レイブクライシスセンター TSUBOMI(つぼみ)	03-5577-4042	○	月～金 14:00～17:00	2012.2	民間
神奈川県	かながわ性犯罪・性暴力ホットライン	045-210-7379	○	24時間対応	2014.4	神奈川県
福井県	性暴力救済センター・ふくい(ひなぎく)	0776-28-8505	■	平日 8:30～17:00	2014.4	民間
愛知県	ハートフルステーション・あいち	052-953-9110	■	月～金 9:00～17:00 (年末年始・休日を除く)	2010.7	愛知県警
滋賀県	性暴力被害者総合ケアびわ湖 SATOCO(サトコ)	090-2599-3105	○	24時間対応	2014.4	滋賀県
大阪府	性暴力救援センター大阪・SACHICO(サチコ)	072-330-0799	■	24時間対応	2010.4	民間
兵庫県	性暴力被害者支援センターひょうご	06-6421-0991	○	月～金 9:30～16:30 (土日祝・年末年始休み)	2013.4	民間
和歌山県	性暴力救援センター和歌山わかやま mine(マイン)	073-444-0099	■	平日 9:00-17:00 土日は 16:30 まで ただし緊急医療は 22:00 まで(年末年始除く)	2013.7	和歌山県
島根県	しまね性暴力被害者支援センター(さひめ)	0852-28-0889	○	火・木・土 18:00～22:00	2014.4	民間
福岡県	性暴力被害者支援センター・ふくおか	092-762-0799	○	9:00～24:00(年末年始を除く)	2013.7	福岡県
佐賀県	性暴力救援センター・さが(さが mirai)	0952-26-1750	■	月～金 9:00～17:00	2012.7	佐賀県
沖縄県	強姦救援センター・沖縄(REICO)	098-890-6110	○	水 19:00～22:00 土 15:00～18:00	2012.11	民間

形態\* ■:病院拠点型 ○:相談センター拠点型/相談センター連携型

[内閣府資料、各ホームページ等をもとに作成、2014年9月25日時点]

#### (4) かながわ性犯罪・性暴力ホットラインにおける取り組み

全国に広がりつつある性暴力支援センターの中で、神奈川県は行政としては全国初の24時間365日対応の性犯罪・性暴力被害専用ホットラインを開設した。以下に神奈川県における取り組みを紹介する。

神奈川県では、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復及び軽減を図ること、犯罪被害者等を支える地域社会の形成と安心して暮らせる県民生活の実現を目的として、2009（平成21）年4月に神奈川県犯罪被害者等支援条例を制定している。同条例にもとづいて犯罪被害者等支援の中核となる支援体制として、同年6月に「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を開設した。

かながわ犯罪被害者サポートステーションは、行政（神奈川県安全防災局安全防災部くらし安全交通課）、警察（警務部警務課被害者支援室）、民間支援団体（犯罪被害者等早期援助団体：NPO法人神奈川被害者支援センター）の三者が一体となって構成されている。三者が一つの場所に常駐して犯罪被害者等に対するワンストップサービスの支援を行っている。神奈川県産科婦人科医会と連携・協力協定を締結しており、2013（平成25）年12月現在で、協力病院等は66にのぼる。2012（平成24）年4月に法テラス神奈川と連携・協力協定を締結し、相談室の相互利用、支援要請の相互引継、広報における相互協力を行っている。平成24年度の全相談件数のうち、罪種別支援割合では、強姦が23.7%、強制わいせつが39.1%で、全体の約6割が性犯罪被害の相談であった。2013（平成25）年10月現在では、全相談の約7割が性犯罪被害に関する支援である。

こうしたなか、2014（平成26）年4月、性犯罪被害の支援に特化する形で「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」を設置して、性犯罪・性暴力の被害にあった方からの電話相談による支援を開始している。行政としては全国初の24時間365日対応の性犯罪・性暴力被害専用ホットラインである。相談員は、専門研修を受けた女性相談員を配置している（臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師など）。ホットラインの周知・広報として、リーフレットや名刺サイズのカードを活用している（図2）。カードは、県内の主要鉄道駅や大学、医療機関、ショッピングセンター等において配布している。また県内の主要鉄道の車内広告、ホームページも活用している。

具体的な相談業務として、傾聴に心がけて相談者と一緒に考えていくこと、相談者のニーズに応じた情報提供や支援機関の紹介などを行っている。例えば、急性期の場合は、産婦人科等診療の必要性を伝えたり、本人が希望する場合は所轄の警察に連絡をとったりする。関連機関（法テラス、県警少年育成課、配偶者暴力相談支援センター、精神保健福祉センター、児童相談所など）の支援施策の情報提供も行う。また必要に応じて、心身を回復するためのカウンセリングも行う（犯罪被害者サポートステーション内）。



図2 かながわ性犯罪・性暴力ホットライン 配布カード

## (5) 研修プログラム

かながわ性犯罪・性暴力ホットラインでは、相談員は被害者心理等に関する一般的な理解は有しているが、採用にあたって性犯罪被害に特化した専門研修が義務付けられている（表2）。また、相談員への継続的な教育とメンタルケアのため、月1回の運営会議が行われている。運営会議では、ケースカンファレンスによるケース検討を行うほか、性暴力被害を事例としたグループワークや専門家等による勉強会を実施している。相談室内に設置してある連絡ノートでは、相談員の振り返りや支援を行う上での悩みなどを共有することができる。相談員間の相互理解だけでなく、支援の質の向上にもつながっている。

表2 かながわ性犯罪・性暴力ホットライン 相談員研修プログラム・フォローアップ研修

開催日時	テーマ内容	講師
第1日 9:30-16:40	性犯罪・性暴力被害者の相談・支援における留意事項	臨床心理士
	性犯罪・性暴力被害者の状況 ～精神・心理面(1)	精神科医・臨床心理士
	性犯罪・性暴力被害者の状況 ～精神・心理面(2)	カウンセラー
第2日 10:00-17:20	性犯罪・性暴力に関する基本的な法律と制度	弁護士
	警察が行う性犯罪被害者支援	神奈川警察本部職員
	学校における性犯罪性暴力被害者への対応	神奈川県教育局職員
	かながわ犯罪被害者サポートステーションの被害者支援	神奈川県安全防災局職員
第3日 10:00-16:30	DV被害への対応	配偶者暴力相談支援センター職員
	DV ストーカー被害への対応	神奈川県警察本部職員
	児童相談所の役割と性虐待被害への対応	児童相談所職員
	被害者の声	-
	性犯罪・性暴力被害者の身体的な影響と医療機関の対応	性暴力被害者支援 看護師
第4日 10:00-16:00	面接相談の演習	臨床心理士
	法テラスの被害者支援	法テラス神奈川
	警察が行う性犯罪被害者支援～一般～	神奈川県警察本部職員
	電話相談の演習	臨床心理士
	ふりかえり	-

### フォローアップ研修

開催日時	テーマ内容	講師
X月運営会議 10:00-12:00	実践活動のふりかえり	臨床心理士
	・話すことをためらっていたり、沈黙している相談者への対応	
	・相談とはかけ離れていると思われる内容の電話への対応	
	グループワーク : 女性被害者のケース	
Y月運営会議 18:00-20:00	実践活動のふりかえり	犯罪被害者サポートステーション
	・他機関との連携が必要なケースにおける対応	
	グループワーク : 男性被害者のケース	
	グループワーク : 未成年の被害者のケース	

## (6) 相談員として業務を通して感じていること

筆者は、かながわ性犯罪・性暴力ホットラインの開設当初より相談員として携わり支援業務に従事している。これまでの実践活動の中で相談員として感じていることを以下に述べる。

①性暴力被害のアセスメントを電話で行う難しさである。相談員が対応する電話相談は、その範囲が非常に広い。被害者の方々の抱える事情やニーズはそれぞれ個別のものであり、多様なものである。被害にあわれた方が相談に求めていることを理解すること、それを客観的に判断して主たる問題や緊急性のある問題を把握して対処の優先順位をつける必要がある。対面による面接とは異なり、電話では「耳と口の距離」でこうしたアセスメントを行うことが求められており、いかに、最初の関わりが重要であるかを日々の業務で感じている。

②関係機関等との連携や調整など、ケースワーク的な対応も求められている。相談だけで解決することは困難なこともあり、相談者の意向を確認しながら、丁寧につないでいくこと、職種を超えた連携の必要性を感じている。例えば、性被害をうけた未成年の児童生徒からの相談も少なくない。学校や児童相談所、警察少年保護センター等とのタイムリーな連携が求められる。今後は、男性の被害者からの相談、外国人や障がいを持った方への対応などきめ細かな支援が求められている。

③急性期の方だけではなく、性暴力の被害にあってから数年以上たってからの相談も多い。性犯罪・性暴力被害者の回復には長い時間を要する。切れ目のない支援を行うシステムが必要であると感じている。相談員としては、電話相談のもつ一回限りという特性を踏まえながらも、できる限り継続性を持たせるような関わりをするように心がけている。

相談員としては、当事者の視点に立つということはどういうことかをつねに模索しながら支援業務に携わっている。今後も、相談員全員が一つになり、誰が、いつ電話を受けても、誠実に対応することを心がけたいと考えている。

### <参考資料>

藤森和美、野坂祐子（2011） 子どもへの性暴力 誠信書房

警察庁（2014） 犯罪白書 平成 25 年版

<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/60/nfm/images/full/h1-1-1-02.jpg>

小西聖子（1996） 犯罪被害者の心の傷 白水社

内閣府（2014） 「性犯罪被害者支援に関する調査研究」報告書（平成 26 年 6 月）

[http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/images/pdf/h26\\_seihanzai\\_houkoku.pdf](http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/images/pdf/h26_seihanzai_houkoku.pdf)

内閣府（2012） 男女間における暴力に関する調査報告書（平成 24 年 4 月）

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/images/pdf/h23danjokan-gaiyo.pdf>

内閣府（2012） 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き

[http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/shien\\_tebiki/shien\\_tebiki.html](http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/shien_tebiki/shien_tebiki.html)

日本弁護士連合会（2013） 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する意見書

[http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2013/130418\\_2.html](http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2013/130418_2.html)

神奈川県（2009） 神奈川県犯罪被害者等支援条例（平成 21 年 4 月制定）

<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/18876.pdf>  
各支援センター ホームページ